

(5) 自発的支援の受入れ

ア 義援金

調査の結果	説明図表番号
<p>(東日本大震災の教訓)</p> <p>義援金については、関連する法制度は存在しておらず、防災基本計画（平成 20 年 2 月）において、義援金の使用について、地方公共団体が日本赤十字社等義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めることとされていたほか、配分方法を工夫するなどして義援金の迅速な配分に努めることとされていた。</p> <p>東日本大震災においては、甚大な被害が見込まれたことから、日本赤十字社が、国、金融機関及び他の収集体と調整の上、震災直後の平成 23 年 3 月 14 日から義援金の受付を開始した。しかし、複数の都道府県が被災するなど被災が広域に及んだこと、原子力発電所の事故による避難など、これまで経験のない事態も生じたことから、義援金収集体が集めた義援金については、中央で配分の調整を行うこととし、義援金収集体、被災都道府県及び有識者で構成される義援金配分割合決定委員会が開催されることとなった。同委員会は、平成 23 年 4 月 8 日に開催され、死者・行方不明者 1 人当たり 35 万円等の金額を設定し、これに被災都道府県から申請のあった対象者数を乗じた額を配分する等、各都道府県に対する第 1 次配分基準を決定し、同年 4 月 13 日から都道府県への義援金の送金を開始した。その後は、被災都道府県から報告された被災状況を指標化し、それに基づき、都道府県に対し義援金の配分を行った。</p> <p>防災対策推進検討会議資料では、東日本大震災時の義援金についての教訓として、支給が全体として遅れたほか、その使途に多くの質問が出されたことなどから、義援金の支給手続の迅速化、使途の分かりやすい説明等が必要であるとされている。</p> <p>また、厚生労働省が東日本大震災に係る対応について検証した「厚生労働省での東日本大震災に対する対応について（報告書）」（平成 24 年 7 月 20 日）において、義援金に係る課題・反省点として、i) 阪神・淡路大震災の際は配分基準の決定が震災後 12 日であったのに対し、東日本大震災では、義援金配分割合決定委員会による第 1 次配分基準の決定が震災後 28 日を経過していたこと、ii) 市町村が避難所運営等応急救助に忙殺される中で、義援金の配付や被災者生活再建支援金の支給事務も同一の部署が担当することが多く人手不足に陥ったこと、iii) これらの事情から義援金の被災者への配付が遅くなったことなどを挙げている。</p> <p>防災対策推進検討会議最終報告では、被災者への義援金の早期配付の観点から、日本赤十字社等の義援金収集体は、義援金の受付方法の工夫や都道府県への配分ルールをあらかじめ定めておくべきであり、その際、国は積極的に支援すべきであるとされている。</p>	<p>図表 2-(5)-7-①</p> <p>図表 2-(5)-7-②</p> <p>図表 2-(5)-7-③</p> <p>図表 2-(5)-7-④</p> <p>図表 2-(5)-7-⑤</p>
<p>(東日本大震災を踏まえた国の取組)</p> <p>平成 24 年 9 月の防災基本計画の修正において、地方公共団体に対して配分方法を工夫するなどして義援金の迅速な配分に努めることとしていた規定を、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどにより迅速な配分に努めることと修正し、日本赤十字社等</p>	<p>図表 2-(5)-7-①（再掲）</p>

<p>義援金収集団体に対しても、広域災害時には、義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきであることから、義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておくことが追加された。</p> <p>一方、厚生労働省は、防災対策推進検討会議最終報告を踏まえ、平成24年8月、「義援金に係る課題への取組のお願い(要請)」(平成24年8月16日付け社援発0816第5号)を発出し、日本赤十字社に対して、i) 義援金の受付や配分に係る日本赤十字社の責任を明確化・具体化した上で、国の支援の在り方を厚生労働省と協議し、日本赤十字社の義援金取扱規程に明文化すること、ii) 広域災害時における義援金の早期配分のための受付方法、配分ルール等をあらかじめ規定しておくことを検討するよう要請している。</p>	<p>図表2-(5)-7-⑥</p>
<p>今回、平成25年3月末現在の地方公共団体における義援金の配分に係る規定等の整備状況、国等における義援金の早期配分のための取組状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>(7) 地方公共団体における義援金配分委員会等に係る規定等の整備状況</p>	
<p>① 実地調査した27都道府県(東日本大震災において義援金収集団体から配分された義援金の金額が多い茨城県及び千葉県を除く。)及び160市町(茨城県及び千葉県の管内市町で義援金の配付実績がある8市町を除く。)における義援金の配分委員会に係る規定の整備状況をみると、規定を整備しているものが23都道府県(85.2%)及び110市町(68.8%)となっている。</p>	<p>図表2-(5)-7-⑦</p>
<p>義援金の配分委員会の設置に係る規定を整備していない4都道府県及び50市町では、その理由について、i) 配分委員会を設置することが義務付けられていないため、ii) 災害発生時に災害対策本部長の決定により配分する等、配分委員会の設置を必要としていないため、iii) 義援金の配分は県の配分委員会が実施するため、iv) 配分委員会設置の必要性を認識していなかったためなどとしている。</p>	<p>図表2-(5)-7-⑧</p>
<p>② 義援金の配分委員会に係る規定を整備している23都道府県及び110市町における同委員会の委員構成に係る規定の整備状況をみると、規定を整備しているものが18都道府県(78.3%)及び49市町(44.5%)となっている。</p>	<p>図表2-(5)-7-⑦(再掲)</p>
<p>一方、同委員会の委員構成に係る規定を整備していない5都道府県及び61市町では、その理由について、i) 災害発生の都度、規定を整備し委員を決定することとしているため、ii) 委員の選定に当たって関係機関との調整が必要であるため、iii) 配分委員会の委員構成をあらかじめ規定しておく必要性の認識がなかったためなどとしている。</p>	<p>図表2-(5)-7-⑨</p>
<p>(4) 地方公共団体における義援金の配分方法の規定の整備状況</p>	
<p>実地調査した27都道府県及び160市町における義援金の配分方法の規定の整備状況をみると、規定を整備しているものが3都道府県(11.1%)及び25市町(15.6%)となっている。</p>	<p>図表2-(5)-7-⑩</p>
<p>一方、義援金の配分方法等に係る規定を整備していない24都道府県及び135市町では、その理由について、i) 配分方法は配分委員会が決定すべき事項であるため、</p>	<p>図表2-(5)-7-⑪</p>

<p>ii) 配分方法は災害の状況に応じて定めることとしているため、iii) 都道府県の配分委員会が決定した配分方法に従うこととしているためなどとしている。</p> <p>なお、実地調査した地方公共団体からは、国に対し、被害状況や寄託された義援金総額の事前想定や迅速な把握が困難であることなどから、i) 配分方法に関するガイドライン等を作成し提供してほしい、ii) 義援金配分に係る地方公共団体の事例等を提供してほしいなどの意見・要望が聴かれた。</p>	<p>図表 2-(5)-7-⑫</p>
<p>(ウ) 国等における義援金の早期配分のための取組状況</p>	
<p>① 厚生労働省は、各都道府県に対し、「災害時の義援金の早期配分に向けた取組について」（平成 24 年 12 月 14 日付け各都道府県宛て事務連絡）を発出している。同事務連絡の中で、義援金の被災者への配分基準は、地方公共団体の義援金配分委員会で被害状況や寄託された義援金の額等を勘案し決定されることから、平時に決めることは困難であるが、基本的な配分方法を定めるなど早期配分のための準備に努めることが、平成 24 年 9 月に改定された防災基本計画により求められているとして、基本的な配分方法を定めるに当たって検討すべき内容等を示すとともに、災害時の義援金の早期配分に向けて基本的な配分方法をあらかじめ定めることを要請している。また、地方公共団体が検討すべき内容として、配分基準の決定方法、配付方法、配分対象等義援金の基本的な配分方法のイメージと、義援金の担当部署の指定、義援金配分委員会に係る規定を整備すること等、義援金の早期配分のために平時から備えておくべき事項を提示している。</p>	<p>図表 2-(5)-7-⑬</p>
<p>② 日本赤十字社は、平成 24 年 8 月の厚生労働省からの「義援金に係る課題への取組のお願い（要請）」を受けて、東日本大震災における義援金の取扱いについて検証、分析を行い、そこから得られた教訓を踏まえて、25 年 3 月に、「災害義援金に関する課題と今後の方向（報告）～東日本大震災における検証と総括を踏まえて～」を取りまとめた。</p> <p>この報告の中で、厚生労働省から検討するよう要請された広域災害時における義援金の早期配分のための配分ルール等については、従来から規定されていた義援金を按分して配分するための指標に、原子力発電所事故などによる避難者を想定した「その他被災者が居住できない状況」に係る指標を追加し、当該指標については、平成 26 年 2 月 1 日以後に発生した災害から適用している。</p> <p>一方、厚生労働省は、日本赤十字社に対して、東日本大震災では、中央に義援金の配分に係る調整機関がなく、国が義援金の配分調整を支援せざるを得ない状況が生じたことから、国と日本赤十字社の役割分担を明確化することなどを要請している。これについて、日本赤十字社では、大規模広域災害を想定し、中央において地方公共団体や義援金収集团体等で構成する調整機関の整備を検討しており、今後、この検討結果等を踏まえて、国と日本赤十字社の役割を明確化することとしている。また、内閣府（注）は、日本赤十字社の検討に対して、必要な支援を行うとしている。</p> <p>（注）平成 25 年 10 月 1 日から災害救助法の所管が内閣府となったことから、厚生労働省が担当していた義援金に係る事務については内閣府に移管された。</p>	<p>図表 2-(5)-7-⑥（再掲） 図表 2-(5)-7-⑭</p>

図表 2 - (5) - ア - ① 防災基本計画等における義援金に関する規定

区 分	東日本大震災前	東日本大震災後
防災基本 計画	<p>第 2 章 災害応急対策 第 12 節 自発的支援の受入れ 2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ (2) 義援金の受入れ</p> <p>○ <u>義援金の使用については、地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</u></p>	<p>第 2 章 災害応急対策 第 10 節 自発的支援の受入れ 2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ (2) 義援金の受入れ</p> <p>○ <u>地方公共団体は、日本赤十字社等の義援金収集体と配分委員会を組織し、義援金の使用について、十分協議の上、定めるものとする。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努めるものとする。また、被害が複数の都道府県に渡る広域災害時には、日本赤十字社等義援金収集体は、寄託された義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきであることから、義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておくものとする。</u>（平成 24 年 9 月修正）</p>
厚生労働 省防災業 務計画	<p>第 2 編 災害応急対策 第 4 章 福祉に係る対策 第 7 節 救援物資及び義援金の受入れ</p> <p>3 被災都道府県・市町村は、義援金について、支援関係団体で構成する募集（配分）委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかな配分を行う。</p> <p>4 厚生労働省社会・援護局は、義援金の募集・配分に関し、助言等必要な支援を行う。</p>	<p>第 2 編 災害応急対策 第 4 章 福祉に係る対策 第 7 節 救援物資及び義援金の受入れ （同左）</p>

(注) 1 防災基本計画等に基づき当省が作成した。なお、防災基本計画については、「東日本大震災前」は平成20年2月に修正された同計画、「東日本大震災後」は23年12月及び24年9月に修正された同計画を基に、「地震災害対策編」の記載によった。また、厚生労働省防災業務計画の「東日本大震災前」は平成21年3月に修正された同計画、「東日本大震災後」は25年7月に修正された同計画の記載によった。
 2 下線は、東日本大震災後の修正箇所を示す。

図表 2 - (5) - ア - ② 東日本大震災における義援金の取扱状況

区 分	内 容								
日本赤十字社・中央共同募金会	<p>① 受付期間：平成 23 年 3 月 14 日～27 年 3 月 31 日</p> <p>② 受付金額 日本赤十字社：3,279 億 1 千万円（平成 25 年 7 月 23 日現在） 中央共同募金会：411 億円（NHK 及び NHK 厚生文化事業団分を含む。平成 25 年 7 月 19 日現在）</p> <p>③ 受付件数：295 万 8,928 件（日本赤十字社のみ）</p> <p>④ 被災県宛て送金額：3,677 億 9 千万円（平成 25 年 6 月 12 日現在）</p> <p>【都道県別送金内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都道県名</th> <th>送金額</th> <th>都道県名</th> <th>送金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>約 1 千万円</td> <td>青森県</td> <td>約 7 億 7 千万円</td> </tr> </tbody> </table>	都道県名	送金額	都道県名	送金額	北海道	約 1 千万円	青森県	約 7 億 7 千万円
都道県名	送金額	都道県名	送金額						
北海道	約 1 千万円	青森県	約 7 億 7 千万円						

山形県	約1千万円	岩手県	約335億8千万円
宮城県	約1789億円	福島県	約1280億4千万円
茨城県	約158億4千万円	栃木県	約19億7千万円
群馬県	約5百万円	埼玉県	約1億6千万円
千葉県	約78億3千万円	東京都	約2億3千万円
神奈川県	約1億円	新潟県	約2億円
長野県	約1億4千万円		

被災者に対しては、平成25年2月28日現在、義援金収集体の受付総額3,469億円のうち3,398億円(93.1%)を配付済み

⑤ 義援金の配分方法

義援金の配分方法の基本的枠組みは、i) 日本赤十字社等義援金収集体による義援金の受付、ii) 収集体から被災都道府県義援金配分委員会への送金、iii) 被災都道府県義援金配分委員会での配分基準に関する決定、iv) 被災市町村への送金、v) 被災市町村から被災者への義援金配分となっている。

東日本大震災においては被災が広域に及んだことなどから、日本赤十字社は、中央段階での義援金配分の調整が必要であると考え、平成23年3月23日に日本赤十字社から内閣府に対して、中央での関係者の会議の開催を要請し、同年4月8日に、義援金収集体、被災都道府県及び有識者で構成される義援金配分割合決定委員会が開催された。この委員会において、各都道府県に対する第1次配分基準を決定し、平成23年4月13日に、都道府県への義援金の送金を開始した。

義援金配分割合決定委員会は、第1次配分基準では被災状況に基づき単価(死者・行方不明者・住宅全壊全焼・原発関係避難世帯は35万円、住宅半壊・半焼は18万円)を設定し、必要額を被災都道府県からの申請に基づき配分し、第2次配分基準では、被災都道府県から報告された被災状況を指標化(死者・行方不明者・住宅全壊全焼・原発関係避難世帯を1、住宅半壊・半焼を0.5)し、それに基づき義援金を都道府県に配分している。

内閣府

内閣府は、日本政府を通じた東日本大震災義援金の受付窓口を設置し、義援金の受付、配分を実施している。

- ① 受付期間：平成23年4月5日～27年3月31日
- ② 受付金額：34億3千万円(平成25年8月31日現在)
- ③ 被災県宛て送金額：31億7千万円(平成25年8月31日現在)

【都道府県別送金内訳】

都道府県名	送金額	都道府県名	送金額
北海道	9万円	青森県	653万円
山形県	約9万円	岩手県	約2億9千万円
宮城県	約15億3千万円	福島県	約11億1千万円
茨城県	約1億3千万円	栃木県	約1690万円
群馬県	約5万円	埼玉県	137万円
千葉県	約7086万円	東京都	約196万円
神奈川県	約84万円	新潟県	約171万円
長野県	123万円		

④ 義援金配分の方法

義援金配分割合決定委員会の第2次配分基準に従い、義援金を都道府県に送金している。また、被災状況についても同委員会から提供を受けた指標を使用している。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (5) - ア - ③ 東日本大震災における義援金に関する教訓

区 分	内 容
防災対策推進検討会議	○ 義援金については、支給が全体として遅れたほか、その用途に多くの質問が出ており、分かりやすい説明が必要である。また、義援金が寄付金控除などを受けられるかはっきりせず、寄付がしにくいとの意見がある。 ○ 義援金については支給手続の更なる迅速化を進めることが必要である。
宮 城 県	○ 岩手・宮城内陸地震も含め、これまでの災害では、被災県に所在する日本赤十字社等の義援金収集体の県支部に届いた義援金は、県が同県支部から直接交付を受けている。 しかし、東日本大震災では、被害が多数の県にまたがったため、義援金収集体への義援金分について、被災 15 都道県へどのように配分するかについて、義援金収集体及び国と調整が必要となり、配分までに時間を要した。 複数県が被災する広域災害の際に、被災者に迅速に義援金を配付するため、どの程度の災害規模で、今回のような国レベルの義援金配分割合決定委員会を立ち上げるか、義援金収集体、国等が事前に調整しておく必要がある。
福 島 県	○ 教訓として、大規模災害直後では被害状況の把握が困難であったこと、避難者の把握が困難であったこと、被害件数確定までに長期間かかっていること、認定、配分に係る事務手続が地方公共団体の大きな負担となったこと、義援金の受付、配分に関する対応経験がほとんどなかったことが挙げられる。
千 葉 県	○ 義援金の募集・配分を実施するに当たって、過去の配分記録を参考にできるように配分等の決定の経緯が分かる資料等を保管しておく必要がある。また、速やかに実施できるよう、マニュアル等を整備しておく必要がある。
宮 城 県 岩 沼 市	○ 義援金配分を早期配分できるように、所管、配分対象等を定めておく必要があった。

(注) 1 「防災対策推進検討会議」の教訓は、防災対策推進検討会議資料に基づき当省が作成した。
2 地方公共団体の教訓は、当省の被災地調査の結果による。

図表 2 - (5) - ア - ④ 「厚生労働省での東日本大震災に対する対応について（報告書）」（厚生労働省平成 24 年 7 月 20 日公表）（義援金関係抜粋）

<p>第1 はじめに</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、死者 15,867 人、負傷者 6,109 人、行方不明者 2,906 人（平成 24 年 7 月 18 日現在警察庁調べ）を出す、未曾有の大災害であった。</p> <p>厚生労働省では、東日本大震災の発生に際して、災害救助法に基づく救助を行ったほか、医療、福祉、雇用等様々な分野で被災者の支援を行った。</p> <p>厚生労働省の対応については、雇用創出基金の活用により多くの雇用を創出した、など評価された面もあるが、同時に、原子力災害現地対策本部に対する厚生労働省職員の派遣が遅れた、国から被災市町村や現場への情報伝達が遅滞した、義援金の配付が遅かった、等の批判を受けている面もある。</p> <p>今回は、特に被災後の初期対応の検証が求められる分野を中心に、</p> <p>I 厚生労働省の対応体制（本省と出先機関・地方自治体との連携体制、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部への対応、広報のあり方等）</p> <p>II 医師、看護師等の被災地から求められた人材の確保等</p> <p>III 高齢者・病人・障害者の避難所等への移送（東電福島第一原発警戒区域、避難指示区域からの区域外大規模搬送を含む。）、避難所等への必要な医薬品、医療機器等の配備</p> <p>IV 義援金の早期配分</p>
--

V 心のケアを含めた子ども・子育ての復興

VI 雇用の復興（雇用創出基金事業の成果の検証等）

の6分野を取り上げた。これらの分野について、民間出身の専門調査員4名により構成されるアフターサービス推進室を中心に、本省関係部局、東北厚生局・労働局等の各出先機関、関係地方自治体、関係団体等の担当者に対してヒアリング等を行うこと等により調査し、課題・反省点を検証し、今後の対応策を示す形で、本報告書を取りまとめた。

今後は、これら課題・反省点とその対応策を踏まえ、各部局において必要な対策を講じていくとともに、その実施状況についてフォローアップすることとする。

第2 各項目別の検証

IV 義援金の早期配分について

1 主な対応

(1) 社会・援護局は、日本赤十字社、共同募金会等に寄付された義援金を被災都道県に配分するため、内閣府から要請を受けて（内閣府には日本赤十字社が調整を依頼）、義援金受付4団体（日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団）が設置した「義援金配分割合決定委員会（以下「決定委員会」という。）」の事務局として協力し、4月8日に各都道県に対する第1次配分基準の決定を行った。

(2) その後、日本赤十字社等の義援金受付団体（6月13日、6月15日）や各都道県に対して義援金の早期配分の要請（5月2日、5月18日、6月15日）や、配付に時間を要している市町村に総務省、日本赤十字社と現地へ赴き、義援金配付実務を調査（5月末～6月下旬、8月16日、平成24年1月16日、1月17日）するとともに、配付が遅れている個々の市町村に対して、継続的に、直接、早期配分の要請を行った。

(3) その結果、配付が遅れている市町村の体制整備が進み、平成24年6月22日現在では、約3,500億円の募金総額のうち、約9割に当たる約3,166億円が被災者に配付されている（今もなお、住家の「り災証明」の申請が市町村に寄せられる等、被害が確定していないことにより、市町村等では一部留保しつつ配付している）。

2 課題・反省点及び今後の対応策

(1) 課題・反省点としては、

ア 決定委員会が各都道県に対する第1次配分基準を決定したのが4月8日であり、震災後28日（阪神・淡路大震災の際は震災後12日）を経過していたこと、

イ 義援金の配付申請に当たって、「り災証明書」が必要であり、その発行は、市町村が原則として現地を調査して行うが、調査対象件数が多かったため、発行が遅れたこと、

ウ 内閣府の被災者生活再建支援金とは、支給要件が住宅の損壊であること等、類似しているが、義援金の配付基準とは一致していない（義援金は「全壊」と「半壊」、被災者生活再建支援金は「全壊」と「大規模半壊」。）ため、事務手続き面の手間がかかったこと、

エ 市町村が避難所運営等応急救助に忙殺される中で、義援金の配付や被災者生活再建支援金の支給事務も同一の部署が担当することが多く、人手不足に陥ったこと、

オ こうした事情から、被災者への配分額は、震災発生後3か月経過時点（6月10日）で441億円（募金総額の約16.3%）、半年経過時点（9月9日）で2,060億円（募金総額の約64.0%）にとどまる等、義援金の被災者への配付が遅くなったこと、

カ 最も経済的に不安のあった震災直後の生活支援のために必ずしも十分に義援金が活用できなかったことなど、日本赤十字社等の義援金受付団体に義援金を寄託した多くの方の善意や期待に十分応えられなかったこと、

等が挙げられる。

(2) 今後の対応策

ア 義援金の受付や配分は、日本赤十字社等の義援金受付団体が責任を持って行うものであるが、今回の震災のように被害が甚大かつ広範囲に及ぶ場合は、義援金受付団体だけでこれらの業務を行うことが困難になると考えられる。

このため、大規模災害が発生した場合には、義援金をできるだけ早期に被災者に配分することができるよう、厚生労働省が義援金の配分等に積極的に関わり、義援金受付団体を支援することとする。

イ アを踏まえ、速やかな対応が可能となるよう、義援金受付団体に対し、義援金の受付や配分に係る当該責任を明確化・具体化した上で、国の支援の在り方を厚生労働省に協議し、その結果について、義援金受付団体が制定する義援金の取扱いに係る規程に明文化するよう求める。

ウ 被害が複数の都道府県にわたる広域的な災害時に、日本赤十字社等の義援金受付団体から被災都道府県に義援金が迅速に配分されるよう、厚生労働省は、義援金受付団体に対して、義援金の受付方法や配分ルールについて、あらかじめ定めておくことを要請する。また、その際、厚生労働省は、義援金受付団体が義援金の受付方法や都道府県への配分ルールを定めるに当たり、積極的に支援する。

なお、義援金受付団体の都道府県への配分ルールの策定に当たっては、以下の点について、留意する必要があると考えられる。

- (ア) 義援金の募集に当たって、寄附者の意思ができるだけ反映されるよう、義援金の受付の方法を工夫すること。
- (イ) 義援金が確実に日本赤十字社等に寄託されていることの証明や、その配付状況等を広く情報提供すること等、透明性の高い仕組みを検討すること。
- (ウ) 義援金受付団体と都道府県との間で、あらかじめ都道府県への配分ルールを策定することについて協議すること。
- (エ) 義援金の受付、配付について、地方自治体や義援金受付団体が負担する事務費の在り方を整理すること。

エ 災害発生時に地方自治体が設置する義援金配分委員会で具体的な配付基準が迅速に策定されるよう、厚生労働省は、地方自治体に対して、義援金の被災者への配付基準の基本的なルールについて、あらかじめ定めておくことを要請するとともに、十分な支援を行う。

なお、各地方自治体の義援金配分委員会で被災者への具体的な配付基準を策定するに当たり、今回のヒアリングで以下の意見があった。

- (ア) 市町村における義援金の配付事務の簡素合理化の観点から、被災者生活再建支援金等の類似の制度を踏まえた義援金の配付基準を考えるべきではないか。
- (イ) 被災者への迅速な義援金の配付の観点から、「り災証明」等によらず、被災者に一律に支給する方法を考えるべきではないか。

オ 今回の義援金に係る調査において、「り災証明書の発行事務」や「被災地への人的支援」に関する課題も提起されているので、厚生労働省は、関係省庁に対してそれを情報提供するとともに、大規模災害時のそれぞれの在り方について、検討を促す。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2 - (5) - ア - ⑤ 防災対策推進検討会議最終報告（平成 24 年 7 月 31 日）（義援金関係抜粋）

第 3 章 今後重点的に取り組むべき事項～防災政策の基本原則を踏まえて～

第 1 節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組

(2) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援

(略)

① 被災者を支える基盤づくり

(略)

- 義援金についても、被害が甚大かつ広範囲に及ぶ災害時において、被災者に早期に配付する観点から、日本赤十字社等の義援金受付団体は、義援金の受付方法の工夫や都道府県への配分ルールをあらかじめ定めておくべきであり、その際、国は積極的に支援すべきである。また、被災地の現場がわかっている市町村等が裁量の余地が持てるような単価の決め方を検討すべきである。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2 - (5) - ア - ⑥ 「義援金に係る課題への取組のお願い（要請）」（平成 24 年 8 月 16 日付け社援発 0816 第 5 号厚生労働省社会・援護局長）

平素より、御社におかれては、震災時の災害支援に感謝申し上げます。

さて、今回の東日本大震災における義援金の配付等については、各般から様々な指摘を受け、多くの課題があったと受け止めています。

厚生労働省では、民間出身者で構成されるアフターサービス推進室において、東日本大震災での対応と今後の対応策をまとめました（7 月 20 日）。その中で、義援金についても、日本赤十字社等の義援金受付団体、県及び市町村のヒアリングを通じて課題を検証し、その対応策を別添のとおりまとめたところです。また、中央防災会議の下におかれる防災対策推進検討会議の最終報告でも、同様の提言がなされました（7 月 31 日）。

このため、これらを踏まえ、御社におかれては、具体的な下記の項目の対応策を検討いただきますようお願いいたします。

なお、これらの検討に当たっては、当局としても、支援して参ります。

(記)

(厚生労働省での東日本大震災に対する対応について（抜粋）)

- 1 義援金の受付や配分に係る日本赤十字社の責任を明確化・具体化した上で、国の支援の在り方を厚生労働省に協議し、御社が定める義援金の取扱いに関する規程に明文化すること。
- 2 広域な災害時における義援金が自治体に早期に配分できるよう、義援金の受付方法や配分ルールを予め定め規程しておくこと。その際、以下の点について留意すること。
 - ① 義援金の募集に当たって、寄附者の意向が反映できるようその受付方法を検討すること。
 - ② 義援金が御社に寄託されていることの証明や、その配付状況等を広く情報提供することなど、透明性の高い仕組みを検討すること。
 - ③ 都道府県との間で、予め配分ルールを定めておくこと。
 - ④ 自治体や御社が負担する事務費の在り方を検討すること。

別添 厚生労働省での東日本大震災に対する対応について（報告書）～抜粋～ (略)

(注) 文中の「御社」は日本赤十字社を指す。

図表 2 - (5) - ア - ⑦ 実地調査した 27 都道府県及び 160 市町における義援金の配分委員会の設置に係る規定等の整備状況

(単位：都道府県、市町、%)

区 分	整備済み			未整備	計
	配分委員会の委員構成の規定				
	整備済み	未整備			
都道府県	23 (85.2)	18 (78.3)	5 (21.7)	4 (14.8)	27 (100)
市 町	110 (68.8)	49 (44.5)	61 (55.5)	50 (31.3)	160 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「配分委員会の委員構成の規定」欄の割合は、「整備済み」とした地方公共団体に対する割合を示す。
 3 () 内の構成比については、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100 にならない場合がある。

図表 2 - (5) - ア - ⑧ 義援金配分委員会の設置に係る規定を整備していない 4 都道府県及び 50 市町における、その主な理由

i) 都道府県

類 型	内 容
義務付けられていないため	○ 義援金配分委員会を設置することが義務付けられていないため。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
配分について、配分委員会の設置を必要としていないため	○ 義援金は災害対策本部長の決定により配分することとしているため。
	○ 地域防災計画において、義援金の配分については、「関係機関との協議の上決定される」と規定し、これに基づき対応することとしているため。
	○ 市は、都道府県、日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分することとしているため。
	○ 義援金の配分については、日赤奉仕団等の各種団体等の協力を得て、配分することとしているため。
県の配分委員会が実施するため	○ 義援金配分委員会は、都道府県が事務局となり設置することとなっているため。
	○ 都道府県が設置する義援金配分委員会の方針により配分を実施することとしているため。
必要性の認識がないため	○ 義援金配分委員会を設置する必要性及び重要性を認識していなかったため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (5) - ア - ⑨ 義援金配分委員会の委員構成に係る規定を整備していない 5 都道府県及び 61 市町における、その主な理由

i) 都道府県

類 型	内 容
災害の発生の都度、整備するため	○ 災害発生の都度、規定を整備し委員を決定することとしているため。
委員の選定に当たり調整が必要であるため	○ 委員選定に当たっては、関係機関等との調整が必要であるため。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
災害の発生の都度、整備するため	○ 被災者の意向を反映させるため、被災地域の代表者などを委員とするなどの対応も想定しており、義援金の配分が必要となった段階で委員構成を検討することとしているため。
	○ 災害の都度、配分委員会要綱を策定し、委員を委嘱することとしているため。
	○ 被害の程度・状況によって委員構成を検討することとしているため。
委員の選定に当たり調整が必要であるため	○ 市外部の委員を選定する場合は、関係機関や近隣市等と調整が必要となるため。
必要性の認識がないため	○ 義援金を配分した経験がなく、事前に委員構成を決定しておく必要性を認識していなかったため。

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(5)-ア-⑩ 実地調査した27都道府県及び160市町における義援金の配分方法に係る規定の整備状況

(単位：都道府県、市町、%)

区 分	整備済み	未整備	計
都道府県	3 (11.1)	24 (88.9)	27 (100)
市 町	25 (15.6)	135 (84.4)	160 (100)

(注) 当省の調査結果による。

図表2-(5)-ア-⑪ 義援金の配分方法等に係る規定を整備していない24都道府県及び135市町における、その主な理由

i) 都道府県

類 型	内 容
配分委員会で決定する事項であるため	○ 義援金の受入額及び被災状況等を考慮する必要があることから、災害の内容や規模に応じて、その都度義援金配分委員会を設置し、配分計画を決定することとしているため。
災害の状況に応じて定めるため	○ 災害の状況に応じて配分方法等を決定することとしているため。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
配分委員会で決定する事項であるため	○ 義援金配分委員会が、義援金の総額、被災状況等を考慮した配分対象、配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分することとしているため。
	○ 配分については、義援金配分委員会が判断することとしているため。また、募集前の段階では義援金の金額がどの程度集まるのか想定できないことから、事前に使い道を決めておくことは難しいため。
災害の状況に応じて定めるため	○ 災害の規模、種類等により決定することとしているため。
	○ 個別の災害ごとに、被災時の義援金の総額や、被災状況(住居被害では半壊、全壊、床上浸水等、人的被害では死亡、重傷等)に差異がみられることから、災害の状況に応じて決定することとしているため。

類 型	内 容
	○ 大規模災害が発生した場合、当市と同規模の被害を受ける周辺市町村と配分方法を統一する必要がある、市単独で配分方法をあらかじめ決定することが困難であるため。
	○ 義援金の受入総額及び被災者の被害状況等が不明な段階で基本的な配分方法等を事前に決めることは困難であると考えため。
都道府県の配分委員会が決定した配分方法に従うため	○ 発災後に作成される県の義援物資・義援金の受入れ・配分に関する指針に従い、指針を策定することとしているため。
	○ 義援金の配分方針等については、都道府県の配分委員会において示されるものと考えているため。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (5) - ア - ⑫ 実地調査した 27 都道府県及び 160 市町における義援金の受入れに関する国への主な意見・要望

i) 都道府県

類 型	内 容
義援金配分等に係るマニュアル、ひな型、ガイドライン等の提供	○ 災害規模や態様に応じた配分ルールの基本型の提示、義援金受入配分マニュアルのひな形を提示してほしい。例えば、原子力災害、水害、地震被害など、災害のパターンごとの他の県の例や、配分例、マニュアル等を国で示してほしい。
	○ 国で義援金の受入・配分に関するガイドラインを示してほしい。
義援金配分に係る事例等の提供	○ 東日本大震災における義援金の配分方法や対象者の確認方法などの優良事例や地方公共団体の対応基準を情報提供してほしい。
	○ 委員会の立ち上げから被災者への義援金の配付までには多くの労力が必要であり、1つの地方公共団体が知識も経験もない状態から着手するのは困難であることから、地方公共団体が独自に配分基準・方法を検討するために有益な事例等の情報を提供してほしい。
国の役割の明示	○ 県域を越えた災害が発生した場合の義援金の配分に関する調整を国で行うことなど、広域災害時における国の役割（広域調整）を示してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

ii) 市町

類 型	内 容
義援金配分等に係るマニュアル、ひな型、ガイドライン等の提供	○ 義援金の基本的な配分方法をあらかじめ決めておくことは、被害想定やその対象を想定しなければ困難と考えられることから、他の地方公共団体での策定事例や一定の指針（ガイドライン）を提供してほしい。
	○ 配分方法について、災害発生後、当面の混乱期に事務負担が軽減されるよう、また、災害関連死などの特殊事例の取扱いについて市町村によって差異が生じないよう、統一的な取扱いを示してほしい。
	○ 災害のケースに応じた義援金の配分方法に係る指針を国で策定して提供してほしい。
	○ 東日本大震災を踏まえ、国において、配分基準や配分方法の一定基準を定め、地方公共団体に示してほしい。
	○ 配分金額決定の手順や算定基準に関する指針を定めた配分方法等のガイドラインを作成してほしい。なお、地域的特色（物価、人口等）を反映できるよう、都道府県や市町村に一定の裁量を与えられるものとしてほしい。

類 型	内 容
	○ 複数の市町等が被災するなどの大規模災害時が発生した場合の義援金の受入れや配分についての全国的な基準や指針等があれば、事前に市民の理解を得やすいと考えられることから、地方公共団体において、義援金の受入れや配分方法等を決定する際に参考となるような基準や指針、考え方等について示してほしい。
義援金配分に 係る事例等の 提供	○ 今後の義援金の受入れの参考とするため、義援金配分委員会の設置や義援金の基本的な配分方法等について規定している市町村の情報を提供してほしい。
	○ 市では義援金を配分した経験がないため、被災地での義援金配分に係る事例（配分基準・配分方法の決定過程、それに係る教訓等）の情報を提供してほしい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (5) - ア - ⑬ 「災害時の義援金の早期配分に向けた取組について」(平成 24 年 12 月 14 日付け厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室事務連絡)

<p>標記について、義援金の被災者への配分基準（対象、金額等）は、地方公共団体の「義援金配分委員会」で被害状況や寄託された義援金の額等を勘案し決定されることから、平時に決めることは困難であるが、基本的な配分方法を定めるなど早期配分のための準備に努めることが、平成 24 年 9 月に改定された防災基本計画により求められています。（参考 1 参照）</p> <p>また、本年 7 月に厚生労働省が関係者のヒアリングを通じてとりまとめた対応策の中でも同様に求められています。（参考 2 参照）</p> <p>については、現在の都道府県及び市町村における義援金の配分に向けた取組状況を把握したいので、別紙 1 により平成 25 年 2 月 8 日（金）までにご報告いただくとともに、別紙 2 を参考にするなどして、災害時の義援金の早期配分に向けて基本的な配分方法をあらかじめ定めていただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、日本赤十字社では、参考 3 のとおり被害が複数県に渡る場合の義援金の配分について規定しています。現在、自治体関係者と意見交換を行うなどして、見直しが検討されています。</p> <p>(別紙 1) 義援金の早期配分に係る取組状況（略）</p> <p>(別紙 2)</p> <p style="text-align: center;">基本的な配分方法を定めるに当たって検討すべき内容等</p> <p>1 基本的な配分方法のイメージ</p> <p>平時に基本的な配分方法を定める際のイメージは次のとおりです。</p> <p>なお、基本的な配分方法については、災害対策基本法に基づく都道府県（市町村）防災会議や都道府県（市町村）義援金配分委員会により、公にして決めることとされています。また、義援金は、「迅速性」、「平等性」、「透明性」を担保しつつ配分することが必要です。</p>
<p>(参考) 基本的な配分方法（イメージ）</p>
<p>1 配分基準の決定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者への具体的な配分基準（対象、額等）を都道府県義援金配分委員会、市町村義援金配分委員会のどちらで決めるか定めておく。 <p>2 配付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額による配分、被害程度による配分及び、これらを第 1 次、第 2 次配分での組み合わせによる配分、などについて基本的事項を定めておく。 <p>3 義援金の配付単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯単位、個人単位及び、これらの組み合わせによる配分、などについて基本的事項を定めておく。 <p>4 配分対象</p>

- ・人的被害、住家被害、その他（被災した社会福祉施設入所者、震災孤児・遺児、母子・父子世帯など）などについて、基本的事項を定めておく。

5 その他

- ・義援金の額、災害の規模、災害の種類により柔軟に対応する。

2 その他の平時の備え

災害時に義援金を早期に配分するため、平時に備えておくべき事項として次のようなものが考えられる。

(1) 義援金の担当部署の決定

都道府県及び市町村において、義援金の担当部署を決めておく。

(2) 義援金配分委員会の設置及び委員構成

地域防災計画に義援金配分委員会の設置について明確にし、あらかじめ委員については、役職で任命しておくなどして、災害時に速やかに参集できるようにする。

(3) 情報の集約化

災害時には、情報の集約化が重要であり、情報の集約に当たっては、システムの構築が有効である。その際、総務省が推奨する「被災者支援システム」など、無償で利用可能なコンピューターシステムの活用が考えられる。

(4) 配付事務手続きの調整

義援金を速やかに配付するため、会計処理上の手続きについて、会計担当と調整しておくこと。

(参考1) 防災基本計画抜粋 (略)

(参考2) 厚生労働省での東日本大震災に対する対応について(報告)～抜粋～ (略)

(参考3)

日本赤十字社災害義援金取扱規程 ～抜粋～

(平成11年2月19日日本達乙第1号)

(本社及び被災地以外の支部に寄託された義援金の取扱い)

第4条 前条第1項に規定する場合において、社長又は被災地以外の支部長が義援金の寄託を受けたときは、被災地の支部長に、当該義援金について様式第1により報告のうえ速やかに送金するものとする。

2 被災地以外の支部長が被災地の支部が複数であって寄託先の支部が特定されない義援金の寄託を受けたときは、社長に、当該義援金について様式第1により報告のうえ速やかに送金するものとする。この場合、社長は、被害の状況に応じて被災地の支部長に配分するものとする。

第11条 社長又は被災地の支部長は、受けた義援金をとりまとめて、地域防災計画の規定に基づいて被災地の自治体が組織する義援金配分委員会に速やかに送金し、迅速かつ公平な配分を行うよう求めるものとする。

日本赤十字社災害義援金取扱規程の制定について ～抜粋～

(平成11年2月19日救福救第32号各支部長あて副社長通知)

第2 義援金の受付等に関すること

2 本社及び被災地以外の支部に寄託された義援金の取扱い(第4条関係)

- (1) 第2項の規定は、災害による被害が複数の都道府県に及び、複数の支部において義援金の受付を行い、配分委員会もそれぞれに設置される場合であって、被災地以外の支部長に対し、被災地を特定しないで寄託された義援金について、本社がとりまとめのうえ被害の状況に応じて当該支部へ配

分することとしているものであること。

なお、配分にあたっては、被災都道府県における被害状況を次により指数化し、義援金を按分して配分するものであること。

(按分指数)

死亡者1人又は全壊1棟=1

半壊1棟=0.5

床上浸水1棟=0.1

図表2-(5)-ア-⑭ 「災害義援金に関する課題と今後の方向(報告)」(日本赤十字社平成25年3月公表)
の概要

はじめに

義援金の取扱いを託された日本赤十字社として、義援金がより迅速に、より有効・効果的に活用されるよう努めることは、当然の責務であり、東日本大震災での義援金の取扱いについて検証、分析を行い、得られた教訓を踏まえて、今後の課題と方向を整理することとし、厚生労働省、全国知事会の協力を得て、岩手県、東京都、新潟県、静岡県、兵庫県や義援金受付団体(中央共同募金会、NHK)の意見も拝聴し、本報告をまとめた。今後、幅広い関係者の間で、議論が行われることを希望する。

I. 東日本大震災における義援金の取扱い

1. 義援金の募集、送金、配分の状況

東日本大震災では、被災が広域に及び、原子力発電所の事故も重なったことから、義援金の取扱いに調整が必要とされた。日本赤十字社は、国に中央での関係者の会議の開催について調整を求め、厚生労働省が事務局として、その役割を担うことになった。4月8日、義援金配分割合決定委員会が開催され、第1次配分基準が決定された。この決定を受けて、日本赤十字社等義援金受付団体は、4月13日、被災都道府県に義援金を送金したが、災害発生後1か月余りを要した(阪神大震災における送金開始は発災後15日後)ことになり、その後も、被災都道府県から被災市町村への送金、被災市町村を通じての被災者への義援金の配分にかなりの日数を要したことから、日本赤十字社等義援金受付団体に対して、様々な意見や批判が寄せられた。

(義援金受付団体から都道府県への送金率は、発災後約3か月で38.6%、発災後約6か月で89.3%、発災後約1年で99.9%である。なお、阪神大震災においては発災後約6か月で41.4%であった。)

2. 災害の特異性と課題

国、地方自治体、義援金受付団体等関係者は、阪神大震災の経験を踏まえて義援金取扱いについて見直しを行って来たが、東日本大震災は、阪神大震災を凌ぐ大規模・広域災害であり、現行の義援金配分の仕組みは、必ずしもこのような災害を念頭においたものとはなっていなかった。

被災地では自治体の多くが被災し、被災者が膨大な数に上ったこと、震災直後の救助・救護活動が優先されたこともあり、義援金の配分事務は困難を極めた。

さらに、義援金とは何か、義援金の性格や位置付けをどう考えるか、という本質的な問題について、義援金の拠出者である国民はもとより国、地方自治体、義援金受付団体等関係者間においても様々な受け止め方や意見があり、緊急時の迅速な事務処理という要請に応える上で支障となった。

II. 義援金に関する日本赤十字社の基本的な考え方

1. 義援金の基本的な性格

義援金は、公的資金ではないが、受付から送金、配分に至る全体の義援金のシステムは、強い公共的な性格及び役割を持つものであり、また、これまでの実績から、第一義的には被災者に現金の形で給付されるものとして理解されている。義援金は、善意の寄付金という性格から法令等の具体的な定めもなく、防災基本計画等に若干の規定が記載されるにとどまっているが、規定の有無等にかかわらず、国、地方自治体、義援金受付団体等関係者が共通の理解、認識に立つとともに密接に連携し、そ

それぞれの役割を適切に果たしていくことが要請される。

義援金については、できるだけ寄付者の意思を尊重することが望ましいが、義援金受付段階で寄付者の意思を個別に確認することは、不可能である。このため、救護活動や復興支援事業のための寄付金については、義援金と別個に受付手段・窓口を設けることを検討する。また、特定の地方自治体への送金希望については、当該窓口を案内する。

2. 日本赤十字社の考え方

義援金の主要な事項についての日本赤十字社の考えは以下のとおり。日本赤十字社では、これらの事項について、義援金のシステムを構成する各機関、団体が基本的認識を共有した上で、平時において、必要な体制や対応方針を予め準備しておくことが最も肝要であると考える。

- ① 義援金の取扱いに関しては、迅速性、透明性、公平性といった、義援金の三原則が重要であり、可能な限り尊重される必要がある。
- ② 義援金の取扱いの基本的枠組みは、従来と同様の仕組みを基本とする。
- ③ 義援金送金（配分）の対象地域は、原則として災害救助法が適用された市町村が所在する都道府県を対象とするが、被害が大規模・広域に及ぶ場合は、災害救助法適用の有無にかかわらず、同一災害で被災した市町村が所在する都道府県も対象とする。被災都道府県における義援金配分委員会の設置は必要であるが、大規模・広域災害により配分委員会の早期設置が困難な場合、義援金受付団体は自らの判断により、迅速な義援金の受付、被災都道府県への送金を行うことも考慮される。
- ④ 義援金受付団体は、被災都道府県義援金配分委員会へ迅速に義援金を送金するため、指標を定め、義援金を按分して、義援金配分委員会又は被災都道府県に送金する。
- ⑤ 被災者への義援金の配分基準について
 - i) 被災者への義援金の配分基準を具体的に決定するのは都道府県義援金配分委員会の役割であるが、関係者の合意が得られれば、予め一定の考え方を整理し、指針やガイドラインといった形で共有しておくことが望ましい。
 - ii) 大規模・広域災害が生じた場合において、様々な調整を行うため、中央において有識者、自治体関係者、義援金受付団体の代表者などで構成される義援金に関する調整を行う場が予め組織され、関係者などの要請に応じて迅速に必要な調整が行われる体制がとられていることが望ましい。
 - iii) 義援金の一律配分、生活福祉資金貸付制度の活用、被災者生活再建支援法による支援金制度との調整の必要性の有無、災害弔慰金等他制度との関係などについて検討される必要がある。
 - iv) 義援金受付団体は、拠出者をはじめ広く国民の声を義援金の配分方法に極力反映させ、又、義援金の配分状況や結果について適切に報告する責任を負っていることから、義援金受付団体の代表が義援金配分委員会に委員として参加することが肝要である。
- ⑥ 住民基本台帳等の基本的データのバックアップ、罹災証明発行事務の簡便化、義援金事務体制の整備、市町村の義援金事務支援の観点から、損害保険・生命保険会社等の協力を得ることや NPO、ボランティアなどの支援協力の可能性、有用性についても検討する必要がある。また、義援金受付団体の義援金の取扱いに係る事務諸経費は、将来の課題として、全体の議論の中で、検討されて良い課題である。

3. 義援金に関する透明性の確保

義援金受付団体は、拠出者をはじめ広く国民に義援金の受付状況、被災者への配分状況等について適切に報告し、その理解を得る責任を負っている。日本赤十字社では、コールセンターの設置、義援金受付管理システムの整備、郵便振替票仕分けセンターの設置、現金収納業務体制の整備、電子メール・海外クレジットへの対応整備、受領証センターの設置などによって適正な義援金の取扱いにかかる業務管理に努めるとともに、ホームページによる情報揭示、国内外のメディアへの情報発信、新聞等を通じた定期的な情報提供に努めた。これらの業務は、職員に加えて、最大時には 100 人近くに入った臨時雇用者、ボランティア、国際赤十字からの応援スタッフ等によって行われた。

国、都道府県と義援金受付団体が協力して、平時及び災害発生時に、義援金の仕組み、義援金受付団体、都道府県・市町村が設置する義援金配分委員会の役割、義援金の受付状況、義援金の配分基準、

義援金の配分状況等の情報を提供することについて、その内容や時期等、予め取り決めておくことが必要である。

義援金受付団体が、義援金の適切な管理、送金、義援金受付、配分等に関する必要な情報の提供などについて、第三者による厳正な監査を受け、その結果を情報公開することは、説明責任を果たす上で不可欠である。日本赤十字社では、義援金に関する国際監査基準による監査を受け、その結果をホームページや新聞等で公表している。

おわりに

日本赤十字社では、受付けた義援金（約 288 万件）のデータ入力を進め、拠出者の照会や受領証の発行依頼に迅速に対応するよう努めるとともに、義援金受付業務に関するより効率的なシステムの導入、拠出者が自ら寄託実績を確認できる機能を加えた義援金関係情報の一元的管理を行うための体制の整備を進めている。また、義援金の寄託が簡便となるよう、日本赤十字社の義援金受付窓口を全国統一化する義援金受付体制の構築や義援金送金データの提供等について金融機関等との協力体制の構築に取り組むことにしている。さらに、国及び地方自治体の協力を得て、日本赤十字社の義援金に関する広報体制を強化することになっている。

(注) 日本赤十字社の資料に基づき当省が作成した。下線は当省が付した。